

中間貯蔵施設での除去土壌の保管及び処分並びに中間貯蔵施設への特定廃棄物
等の輸送に係る関係省令の整備について
(概要)

平成29年9月19日
環 境 省

一. 趣旨

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）に基づく除去土壌（放射性物質汚染対処特措法第2条第4項に規定する除去土壌をいう。以下同じ。）及び土壌等の除染等の措置（同条第3項に規定する土壌等の除染等の措置をいう。）に伴い生じた廃棄物の保管及び収集・運搬については、同法第41条に定める除去土壌の処理基準に基づく平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号。以下「放射性物質汚染対処特措法施行規則」という。）第58条に定める除去土壌保管基準等による一時保管、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成15年法律第44号）第2条第4項に定める中間貯蔵を行うために必要な施設（以下「中間貯蔵施設」という。）への試験輸送等が行われているところ。

これまで、除染等の措置に伴い発生した除去土壌の仮置場における一時保管は放射性物質汚染対処特措法施行規則第58条に基づき行われてきたところだが、これに加えて、今秋以降、中間貯蔵施設での除去土壌の保管及び処分が本格的に開始される予定であるため、放射性物質汚染対処特措法第41条に基づき行われる除去土壌の中間処理及び一時的でない保管に係る所要の規定の整備を行う。

また、特定廃棄物（放射性物質汚染対処特措法第20条に規定する特定廃棄物をいう。以下同じ。）、特定一般廃棄物（同法第23条第1項に規定する特定一般廃棄物をいう。）及び特定産業廃棄物（同条第2項に規定する特定産業廃棄物をいう。）について、今後、更に中間貯蔵施設への輸送量を増加させるに当たっては、当初の想定以上に多数の作業員の集中的な確保が不可欠であると考えられることから、円滑かつ適正な保管及び収集・運搬を図るため、所要の規定の整備を行う。

二. 概要

1. 除去土壌の一時的でない保管に係る事項

放射性物質汚染対処特措法第 41 条に基づく除去土壌の一時的でない保管に係る環境省令で定める事項は、以下の事項とする。

- (1) 飛散、流出しないようにすること。
- (2) 保管に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (3) 周囲に囲いが設けられ、かつ、除去土壌の保管の場所であることの表示がされている場所で行うこと。
- (4) 保管のための施設の敷地の境界において、放射線の量を 7 日に 1 回（保管に係る作業が終了した施設にあつては、1 月に 1 回）以上測定し、かつ、記録すること。
- (5) 次に掲げる事項の記録及び除去土壌を保管した位置を示す図面を作成し、当該保管のための施設の廃止までの間、保存すること。
 - イ 保管した除去土壌の事故由来放射性物質の濃度及び保管した除去土壌の数量
 - ロ 保管を行った年月日
 - ハ 引渡しを受けた除去土壌に係る当該除去土壌を引き渡した担当者及び当該除去土壌の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあつては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号
 - ニ 保管のための施設の維持管理に当たって行った測定、点検、検査その他の措置
- (6) 保管に係る作業を終了する場合、土壌による覆い等により開口部を閉鎖すること。
- (7) 保管のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

2. 除去土壌の処分（分別等の中間処理）に関する事項

放射性物質汚染対処特措法第 41 条に基づく除去土壌の分別等の処分に係る環境省令で定める事項は、以下の事項とする。

- (1) 飛散し、及び流出しないようにすること。
- (2) 処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じ

ないように必要な措置を講ずること。

(3) 除去土壌の処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

(4) 処分のための施設の境界において、放射線の量を7日に1回以上測定し、かつ、記録すること。

(5) 次に掲げる事項の記録を作成し、当該処分の用に供される施設の廃止までの間、保存すること。

イ 処分した除去土壌の事故由来放射性物質の濃度及び処分した除去土壌の数量

ロ 処分を行った年月日並びに受入先の場所及び処分後の持出先の場所の名称及び所在地

ハ 引渡しを受けた除去土壌に係る当該除去土壌を引き渡した担当者及び当該除去土壌の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあっては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号

ニ 当該処分の用に供する施設の維持管理に当たって行った測定、点検、検査その他の措置

3. 中間貯蔵施設への特定廃棄物の輸送に関する事項

放射性物質汚染対処特措法施行規則第62条を改正し、中間貯蔵施設において保管されることとなる特定廃棄物の運搬に係る収集、当該運搬及び中間貯蔵施設における保管については、以下のいずれにも該当する受託者について、実施することができることとする。

(1) 受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務に係る特定廃棄物について十分な知識を有すること。

(2) 放射性物質汚染対処特措法施行規則第59条第2号イからヲまでのいずれにも該当しないこと。

(3) いかなる方法をもってするかを問わず、受託業務を一括して他人に委託しないこと。

(4) 国と一次受託者との間の委託契約に係る契約書に、受託業務に係る委託を受ける者として記載されていること。

(5) 国からの受託者が、積込場等からの運行計画を作成し、全球測位衛星システム（GNSS：Global Navigation Satellite System）により特定廃棄物を輸送する車両の位置情報を常時把握していること。

4. 中間貯蔵施設への一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の輸送に関する事項

一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者並びに産業廃棄物管理票の交付を要しない場合に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令（平成 27 年環境省令第 4 号）第 2 条、第 4 条及び第 5 条を改正し、中間貯蔵施設において保管されることとなる一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の運搬に係る収集並びに当該運搬については、以下のいずれにも該当する受託者について、許可を受けることを要しないこととする。

- (1) 受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。
- (2) 一般廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物については、同法第 14 条第 5 項第 2 号イからヘまでのいずれにも該当しないこと。
- (3) いかなる方法をもってするかを問わず、受託業務を一括して他人に委託しないこと。
- (4) 放射性物質汚染対処特措法施行規則第 59 条第 7 号から第 10 号までに準ずる基準を満たすこと。
- (5) 国からの受託者が、積込場等からの運行計画を作成し、全球測位衛星システム（GNSS：Global Navigation Satellite System）により一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を輸送する車両の位置情報を常時把握していること。

三. 施行期日

平成 29 年 10 月中旬（予定）